

## 総合計画策定の経過

年 月	事 項	内 容
令和2年2月	総合計画策定に関する意識調査	ご自身の状況やまちづくりに対する意見・希望を把握するため、市内在住の満15歳以上の男女3,000人を対象にアンケートを実施。 回収数：1,554人 回収率：51.8%
令和2年 6月～10月	総合計画審議会	市内各種団体の代表者や公募市民など21人で構成。総合計画(案)について、3回の審議を実施し、市長からの諮問に対する答申書を提出。
令和2年 7月～8月	松阪市の未来を語る会	松阪市の10年後の将来像や、市民と行政が協働でできることなどをテーマに、市民と市長による懇談会を市内11か所で実施。 延べ参加者数：177人
令和2年 7月～8月	総合計画の キャッチフレーズ 募集	市民に親しまれる計画とするため、総合計画のキャッチフレーズを公募。 応募数：19件
令和2年 8月～9月	パブリックコメント	総合計画(中間案)に対する市民からの意見を広く募集するため、市役所や各地域振興局、松阪市ホームページ上でパブリックコメントを実施。 意見数：3人、16件
令和2年 12月	議 決	松阪市議会にて、総合計画基本構想を原案どおり可決。

## 松阪市総合計画審議会

### 松阪市総合計画審議会条例

#### (設置)

第1条 本市の総合計画に関し必要な事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するため、松阪市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

#### (組織)

第2条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

#### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、総合計画決定の日までとする。

#### (委員の代理)

第4条 委員に事故があるときは、その委員の職務上の代理者が委員の職務を行うことができる。

#### (会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

4 会長は審議会を代表し、会務を総理し会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

#### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画振興部経営企画課において処理する。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成22年3月30日条例第15号抄)

#### (施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月14日条例第3号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日条例第4号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 令和2年度 松阪市総合計画審議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

役 職	選出団体・分野等	氏 名
会 長	学識経験者（四日市大学）	岩 崎 恭 典
副会長	松阪認可保育園連盟	野 中 敏 子
委 員	松阪市PTA連合会	浅 沼 繁 典
//	連合三重松阪多気地域協議会	伊 藤 暁 広
//	松阪警察署	伊 藤 嘉 之
//	松阪飯南森林組合	上 田 和 久
//	公募委員	大 庭 忠 志
//	松阪地区医師会	小 林 昭 彦
//	松阪市老人クラブ連合会	小 堀 峯 男
//	公募委員	櫻 田 祐 貴
//	松阪市障害者団体連合会	世 古 佳 清
//	松阪商工会議所	高 畑 明 弘
//	松阪市観光協会	竹 川 裕 久
//	松阪青年会議所	谷 本 雄 一 郎
//	松阪市住民協議会活動推進委員会	中 山 一 男
//	松阪市民生委員児童委員協議会連合会	中 山 清 治
//	松阪国際交流協会	西 村 伸 久
//	松阪市社会福祉協議会	福 本 詩 子
//	松阪市自治会連合会	水 谷 勝 美
//	公募委員	山 口 知 恵 美
//	松阪農業協同組合	山 本 清 巳

※ 松阪市老人クラブ連合会からの委員は、第1回は上田増夫様、第2回から小堀峯男様に交代。

## 松阪市総合計画(諮問)

20松経第000140号  
令和2年6月30日

松阪市総合計画審議会会長 様

松阪市長 竹 上 真 人

### 松阪市総合計画について(諮問)

令和2年度を初年度とする新たな松阪市総合計画を策定するにあたり、松阪市総合計画審議会条例の第1条の規定に基づき、基本構想、基本計画及び地方創生総合戦略について貴審議会の意見を求めます。

## 松阪市総合計画(答申)

令和2年10月16日

松阪市長 竹上 真人 様

松阪市総合計画審議会  
会長 岩崎 恭典

### 松阪市総合計画について(答申)

令和2年6月30日付け20松経第000140号にて諮問のあった松阪市総合計画(案)について、市民の視点や専門的な視点から当審議会にて慎重に協議した結果、下記のとおり答申いたします。

#### 記

当審議会では、示された松阪市総合計画(案)について、社会・産業構造の変化、生活や仕事に密着した地域経済の動向、市民意識の潮流などを踏まえ、各委員が様々な視点から意見を出し合い、もっとまちを元気にするにはどうすれば良いか、将来世代も含めて住み続けたいと思ってもらえるにはどうすれば良いか、審議を重ねてまいりました。

この松阪市総合計画(案)は、松阪市を取り巻く環境の変化等を踏まえ、10年後の将来像「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」の実現に向けた主な取組と、その進捗を管理するための数値目標が設定されており、おおむね妥当なものと認められます。

また、今回は人口減少対策としての地方創生総合戦略も一体として策定しており、総合計画と同様に人口減少対策の具体的施策と重要業績評価指標が示されていることも、おおむね妥当なものであると認められます。

なお、本計画案の審議の過程で出された意見を次のとおり付します。

#### 1. 計画策定の背景、経過について

##### 1) 現状認識について

すでに超高齢社会となり、東京圏一極集中のひずみが表面化、深刻化しつつある現在、出生数の減少や転出数の増加による人口減少や、加速化する高齢者人口割合の増加への対応は喫緊の課題と言えます。また、松阪市の地理的背景として三重県の中南部の玄関口として、また名古屋を中心とした中京圏の端に位置する特徴的な人口動態についても考慮する必要があります。総人口は2005(H17)年をピークとして減少に転じており、今回人口ビジョンを掲げた地方創生総合戦略が総合計画と同時策定されることは自然なことと言えます。また、超高齢社会において我々が今から備えておかねばならないこと、これから取り組むべきことについて超高齢社会対策検討委員会を組織し、提言を得られたことは、未来を見据えた計画としてふさわしいものと認められます。

また、引き続き市民意識調査として3,000人に対するアンケートを実施し市民ニーズの現状や経年変化を把握しております。急激な社会変化としての新型コロナウイルス感染症の影響が考えられますが、それらについては日々の窓口及び電話を中心とした市民との対話や対策事業の実施により、感じるものや気づいたものを取り入れ反映させていることが感じられます。

## 2) 策定にかかる経過について

今回の総合計画は、これまでの市政運営を継続しながらさらに進化させていく、という方向性を分かりやすく市民に提示するため、様々な段階を経て構築をされています。

市民からの意見や考え方を取り入れるために、令和2年2月に行った3,000人対象の市民意識調査をはじめ、同年7月から8月末にかけて市長が市内11か所をまわり市民から総合計画についての意見を聴取する「松阪市の未来を語る会」の開催、総合計画中間案に対して広く市民の意見を募集するパブリックコメントを実施されています。また、新しい総合計画を市民に親しまれる計画とするために「キャッチフレーズ」の募集を行い、「明るいわ！楽しいわ！松阪やわ！」に決まりました。

新たな視点として、令和元年度から各専門分野からなる超高齢社会対策検討委員会を立ち上げ、長期的な展望を踏まえて検討し、「超高齢社会対策の推進」を横断的な取組として取り入れています。

特に、当審議会においては、公募で選ばれた3名の市民と各種団体18名の委員が、それぞれの見識を発揮して細部にわたる積極的な意見を述べ、より良い松阪市の将来に向けて真摯に審議を重ねてまいりました。

以上の策定経過から、市民の声を集約し参画を得る努力のもと、長期的な視点に立った有識者の意見も取り入れ、当審議会における審議を経て、できる限り本計画案に反映させるため細かな対応と工夫がなされてきた姿勢は評価します。

## 2. 計画案について

- 市長のこれまでの方向性を継続しつつ、さらに進化させるという方針に基づき、従前の政策施策体系を見直すとともに表現を改められたことは、市民にも分かりやすく示されていると評価します。特に施策に「公民連携の推進」を単独施策として位置づけたことは、限りある資源を有効活用していくうえでも必要不可欠なものとして、市民と行政が協働していくことを明確にしており、適切であると考えます。
- 今回、総合計画と地方創生総合戦略を同時に策定したことについては、総合計画は松阪市が策定する計画の最上位に位置し、地方創生総合戦略は人口減少を見据えた取組であることから、今後の重要な社会変化への対応という面で共通する基礎的データや施策も多いため、適切であると考えます。
- 7つの政策とは別に新たな取組として、横断的な取組である「超高齢社会対策の推進」を掲げ、基本計画においては「超高齢社会に向けた視点」を設けるなど、施策に盛り込むべき方向性が記載されました。また、新型コロナウイルス感染症に象徴される、急激な社会変化への対応を挙げられたことは、感染症に限らず、今後の市政運営における柔軟でスピード感を持った対応の重要性を明らかにされていると評価します。
- 数値目標については、全ての施策について3つ程度示されており、1つの指標に頼らない偏りのない評価や検証をある程度担保できるものと認められます。内容については前総合計画か

ら変更された指標もあり、めざすべき姿に向けてより適切な指標の模索が行われたと認められます。

- 地方創生総合戦略においては、東京圏一極集中及び人口減少対策の施策について、全ての根幹にかかわる人口の将来展望に基づき、定住促進、少子化対策、雇用創出、地域づくりという4つの分野に分類した中で、さらに具体的な施策に落とし込んだ記載がされており、それぞれに重要業績評価指標を置いて進捗管理をされていることで、市民にとってわかりやすく示されていると評価します。
- 本計画案の構成や文言・字句の表現について、基本計画の各施策について、主な取組のところに「感染症」「超高齢」というマークにより、市民に感染症対策や超高齢社会対策に対応する取組であることや、聞きなれない用語への注釈もつけられ、わかりやすい表記となっています。こうしてより多くの市民に読んでもらえる計画書となるよう配慮されたことを評価します。

### 3. 計画推進における留意事項

今後の計画の推進にあたっては、特に次の点に留意するよう求めます。

#### 1) 総合計画の進捗管理について

基本計画の各施策において新たに4年間の数値目標を設け進捗管理に努め、内部評価だけでなく外部評価を行うとありますが、現在のところ内部評価の検証に留まっています。今後はこれらを外部評価するとともに検証を行い、市政運営の指針とされるPDCAサイクルを回す仕組みを構築されるよう求めます。

#### 2) 超高齢社会対策の推進について

今回の総合計画策定にあたり、外部有識者会議である超高齢社会対策検討委員会を立ち上げ検討を行ってきた成果として、中間報告及び提言がまとめられており、各施策において「超高齢社会に向けた視点」としてまとめられておりますが、それらを主眼に置いた具体的事業について総合計画上で明示されているものは多くはありません。財源問題もあり全てを実現することは困難ですが、他自治体に先駆けたこの取組が実を結ぶよう、関連事業実現に向けた検討が着実に進められるよう求めます。

#### 3) 重点プロジェクトについて

重点プロジェクトについては、総合計画の一部として別冊となる実施計画に委ねられておりますが、職員が先進自治体の事例を研究し、提案するための環境整備及び職員自身の政策形成能力の向上を図られるよう期待します。

また、昨今の新型コロナウイルス禍による社会情勢は大きく変化してまいりました。経済の大幅な冷え込みに伴い市の財源確保が困難になるとともに、新しい生活様式に適應するための事業が早急に必要となってまいります。これからは長い目でみた財源確保の見通しを立てることと、より一層の資源の選択と集中をめざし、重点プロジェクトの選定を行うことが肝要と考えます。

#### 4) 計画の推進に向けた組織づくり

市政が市民に満足してもらえるためには、市民ニーズを把握しつつそれ以上のサービスの提供を行うことが大切と考えます。それには様々な条件があると思いますが、まずは市役所業務について市民に分かりやすい形で業務を合理化し、そこへ適正な人員を配置すること、また他

部局との連携が密にとれている組織が必要です。市民から「ここに住んで良かった」と言っていたくような組織づくりが必要と考えます。

5) 意見等の計画への反映について

計画策定の経過の中で、立場の異なる多くの方から意見が寄せられていると思います。また、超高齢社会対策検討委員会からの提言のように、10年20年先を見据えた意見もあり、今回の総合計画に反映できなかったものもあります。そのため今後の計画の推進段階の中で可能となるものについては、適時、反映に努められるとともに、市民からの意見や提案による政策立案の機会が設けられることを求めます。

6) 総合計画の内容の市民への周知について

「市民ができること」には、めざすべき将来像を実現していくために市民のできることを明示してありますが、市民一人ひとりができることについて総合計画以外でも広く発信され、松阪市への関心をさらに高めることを期待します。

以上、本総合計画が策定された後は、この計画について従来以上に広報やホームページなども利用し、市民に幅広く伝わるようPRを行い、「ここに住んで良かった…みんな大好き松阪市」の将来像を市民みんなで共有しながら、その実現に向けて、以上述べたような審議会の総意に十分配慮した取組を、着実に推進されることを切に願います。